

【令和4年3月8日更新】

水田活用の直接支払交付金 令和4年度予算概算決定に係るQ & A

- ・ このQ & Aは現時点における方針・考え方を整理したものです。令和4年度予算は、通常国会での審議を経て成立するものであるため、今後、交付要件を含めて変更等があり得ます。
- ・ 当省においては、このQ & Aを含め、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりますので、今後変更等があり得ることも前提にしつつ適宜、地域段階や現場段階への説明や推進活動を始めていただきたいと思いますと考えています。

令和4年3月
農産局企画課水田農業対策室

目次

1 全体的事項

- 1-1 令和4年度予算案の基本的な考え方いかん。

2 産地交付金関係

- 2-1 産地交付金の当初配分（基礎配分）の考え方いかん。
- 2-2 これまでの「留保」と「追加配分枠」との違いいかん。
- 2-3 産地交付金の県枠割合いかん。
- 2-4 令和4年度においては拡大加算を措置しない理由いかん。
- 2-5 飼料用米等の複数年契約加算について、継続分に限り6千円/10aとする理由いかん。
- 2-6 令和3年度からの複数年契約について、令和5年度における支援の扱いいかん。
- 2-7 新市場開拓用米の複数年契約加算の具体的対象いかん。
- 2-8 地力増進作物の作付後は有機栽培や高収益作物等への転換が必要となるのか。

交付対象水田・牧草への支援・畑地化支援関係

- 3-1 交付対象水田の扱いを見直す狙いいかん。
- 3-2-1 今後5年間に一度水稻の作付けをするようにと言われても、今さらできない農地もあるのではないか。
- 3-2-2 今後5年間に一度水稻の作付けを促すものでないならば、5年間に一度も水稻を作付けなくとも交付対象水田として維持できるのか。
- 3-2-3 5年を超える期間でブロックローテーションを行っている農地や、明らかにたん水設備や用水供給設備がある農地も、5年間に一度は水張りが必要なのか。
- 3-2-4 令和4年～8年に一度でも水稻作付けを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。＜追加＞
- 3-3 現場の課題の検証に向けた今後のスケジュールいかん。＜更新＞
- 3-4 多年生牧草への支援単価を見直す理由いかん。
- 3-5 ほ場の一部のみを播種（草地更新）する場合の扱いいかん。
- 3-6-1 畑地化支援の単価を見直す理由いかん。
- 3-6-2 高収益作物による畑地化を行う場合、水田農業高収益化推進計画に位置づけられていなくても17.5万円/10aでの支援となるのか。＜追加＞
- 3-7 令和6年度以降も畑地化支援は継続されるのか。

都道府県連携型助成関係

- 4-1 都道府県連携助成の対象となる都道府県単独事業の要件に変更はあるのか。

その他

- 5-1 「水田リノベーション事業（令和3年度補正予算）」に加え、当初予算でも「水田リノベーション助成」を計上する理由いかん。
- 5-2 「水田リノベーション事業（助成）」と「水田農業高収益化推進助成」とを同時に受けることは可能なのか。
- 5-3 令和4年度においても転換作物拡大計画の提出が引き続き必要となるのか。
- 5-4 水田活用の直接支払交付金についても、持続的な生産に配慮した取組の研修や自己点検等を行うことになるのか。
- 5-5 令和3年度から地域の取組主体（生産者団体・集出荷団体等）が交付金を代理受領することが可能となったが、令和4年度も同様に可能なのか。

	問	答
1-1	令和4年度予算案の基本的な考え方いかん。	<p>1 主食用米の需要減少が続く中、需要に応じた生産の必要性がますます高まっています。令和3年産では、主食用米の作付面積が前年比で▲約6.3万haと過去最大規模の減少となり、転換作物としては、飼料用米が大幅に拡大する一方、新市場開拓用米や、国産需要が高まっている大豆や子実用とうもろこし等への転換が伸び悩んだところです。</p> <p>2 このため、令和4年産においては、飼料用米ばかりではなく、新市場開拓用米や麦・大豆、野菜、子実用とうもろこし等の定着性や収益性の高い作物への転換が一層進むよう、</p> <p>① 令和3年度補正予算の水田リノベーション事業について、対象に子実用とうもろこしを追加した上で、予算額を大幅に拡充（生産者向け支援：270億円（令和2年度補正予算）→410億円（令和3年度補正予算））するとともに、</p> <p>② 令和4年度当初予算の水田活用の直接支払交付金について、作物間の支援水準のバランスを見直すとともに、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水張りが行われなない農地については交付対象外とするなどの見直しを行い、令和3年度と同額の3,050億円を計上したところです。</p>

	問	答
2-1	産地交付金の当初配分(基礎配分)の考え方いかん。	<p>1 主食用米の需要が毎年減少すると見込まれる中、需要のある他作物への転換を図り、需要に応じた生産を進めることが必要です。</p> <p>2 このため、水田活用の直接支払交付金により、作付転換に取り組む生産者に対する支援を行ってきたところであり、産地交付金についても、そのうちの1つの助成メニューとして、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を推進するために措置してきたものです。</p> <p>3 この観点からも、産地交付金の配分手法・配分額については、固定化することなく、透明性を確保するとともに、需要に応じた生産に向けた作付転換の推進効果を高めるため、適切に見直していくことが必要と考えています。</p> <p>4 一方、令和3年産においては全国的に作付転換の取組が進み、令和4年産においても全国で3.9万haの作付転換が必要となっています。このため、令和4年度の産地交付金の当初配分(基礎配分)については令和3年度の当初配分(基礎配分)と同額とすることとしたところです。</p> <p>5 産地交付金による助成内容の設定は、国からの配分額の範囲内で行うことがルールであり、追加配分を見込んで助成内容を設定することがないよう徹底する必要があります。また、助成内容の設定に際しては、特定の品目に対する極端な高単価設定や同じ支援の長期間に渡っての継続を行わないようにするとともに、例えば、支援年限を設定する、転換初年度の単価を高くし2年目以降の単価は引き下げる設定とするなど、作付転換の推進に効果的な支援となるよう、十分な検討を行っていただくようお願いします。</p> <p>6 なお、令和5年度以降の各都道府県に対する当初配分については、予算の範囲内において、前年度の配分額を考慮しつつ、当年産において作付転換に意欲的に取り組もうとする都道府県に対して重点的に配分するよう、配分手法を見直す方針としています。</p>

	問	答
2-2	これまでの「留保」と「追加配分枠」との違いいかな。	<p>1 これまでの「留保」という名称が、都道府県に対する配分を一時的に保留しているものであって、事後的に必ず産地交付金として配分されるものであるかのような誤解を招いていたとの指摘があったところです。</p> <p>2 このため、戦略作物の作付けが拡大した場合には戦略作物助成に充当し、残余があった場合に限って追加的に配分されるものであることを明確にするため、「追加配分枠」という名称に変更することとしたものです。</p> <p>3 なお、産地交付金の使途設定に当たっては、これまでと同様に当初配分の範囲内で設定・周知することが当然であり、追加配分があることを前提としたような単価設定や周知をしないよう、徹底することが必要です。</p>
2-3	産地交付金の県枠割合いかな。	<p>1 産地交付金については、従来から、都道府県が水田フル活用ビジョン（令和3年度から水田収益力強化ビジョン）において助成内容を設定することを基本としつつ、必要な場合には地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することも可能としてきたところです。</p> <p>2 こうした仕組みの下、都道府県のビジョンを実現するとともに、需要に応じた生産を効果的に進める上では、都道府県の方針を反映した助成内容とすることが重要であることから、産地交付金の基礎配分の一定割合は都道府県段階で支援内容を設定する仕組みとし、令和3年度においては「原則として2割以上（令和3年度に2割以上に拡大することが困難な理由がある場合には1.5割）」としていたところです。</p> <p>3 令和4年度における県枠割合については「2割以上」とすることとしますので、各都道府県において、都道府県水田収益力強化ビジョンの実現に向けてイニシアティブを発揮し、効果的な助成内容となるよう検討してください。</p>

	問	答
2-4	令和4年度においては拡大加算を措置しない理由いかな。	<p>1 令和4年度における転換拡大を推進するため、令和3年度補正予算において、水田リノベーション事業を大幅に拡充し、410億円（生産者向け支援）を措置したところです。</p> <p>2 水田リノベーション事業では、転換拡大に取り組む地域を優先的に採択する仕組みとしており、転換拡大インセンティブとして措置してきた拡大加算と趣旨が重複することから、令和4年度においては拡大加算を措置しないこととしたところです。</p> <p>3 なお、都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、5,000円/10aを上限に国が追加的に支援する「都道府県連携型助成」については、令和4年度においても継続措置することとしています。</p>
2-5	飼料用米等の複数年契約加算について、継続分に限り6千円/10aとする理由いかな。	<p>1 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算については、令和2年度及び3年度それぞれの予算編成過程において、3年以上の複数年契約に基づく取組を支援することを決定・措置してきたところであり、当初から一度契約すれば3年間の継続支援を約束した仕組みではありません。</p> <p>2 また、飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組率は既に約9割に達しており、今後の更なる複数年契約の推進効果は薄れてきているほか、1.2万円/10aの支援があることで、他品目に比べて飼料用米の支援水準が特に高くなっており、定着性や収益性の高い品目への作付転換の阻害要因になっていると考えられるところです。</p> <p>3 このため、令和4年度については、飼料用米・米粉用米の複数年契約加算について、麦・大豆等の他品目の支援水準や主食用米の所得水準とのバランスを考慮の上、令和2年度及び3年度からの継続分のみを対象として、6,000円/10aを支援することとしたところです。</p>

	問	答
2-6	令和3年度からの複数年契約について、令和5年度における支援の扱いいかん。	1 予算は財政法上、単年度主義であり、毎年度の予算編成過程において支援内容は設定されるものであることから、令和5年度における令和3年度からの継続分（契約3年目）に対する支援の扱いについては、令和5年度予算編成過程において検討することとなります。
2-7	新市場開拓用米の複数年契約の具体的対象いかん。	<p>1 対象となる複数年契約は、以下の要件のすべてを満たすことが必要です。</p> <p>① 令和4年産から新たに締結された生産者側（生産者団体を含む）と需要者側との3年以上の複数年契約であること</p> <p>② 販売契約書に、各年産の契約数量、販売価格（又は販売価格の設定方法）が明記されており、契約不履行に対する違約条項があること</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること</p> <p>2 追加配分の対象となる面積は、1の複数年契約のうち、複数年契約期間中に維持・継続される契約数量分となります。</p> <p>3 なお、本支援は、複数年契約初年度である令和4年度における支援であり、契約期間中毎年度の継続支援を約束するものではありません。</p>
2-8	地力増進作物の作付後は有機栽培や高収益作物等への転換が必要となるのか。	1 水稻と転換作物とのローテーションに取り組みつつ土づくりを行う場合もあることや、支援を受けた後年度の利用状況を筆ごとに確認するのは事務負担が大きいこと等を考慮し、支援を受ける年度において水田収益力強化ビジョンに定められた具体的支援要件を満たす取組であれば、後年度における利用状況までは制限しないこととする方針です。

	問	答
3-1	<p>交付対象水田の扱いを見直す狙いがあるか。</p>	<p>1 主食用米の需要減少に歯止めがかからない中、水田活用の直接支払交付金は、水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援するために措置しているものです。転換作物（畑作物）の作付けが固定化した農地については、水田ではなく畑地として利用していくことが適切と考えています。</p> <p>2 平成 28 年度に行われた財務省による予算執行調査においても、「現況として米の生産が出来ない農地や、米以外の生産が定着している農地を、交付対象から除外すべき」との指摘を受けています。このことを踏まえ、平成 29 年度に、実施要綱において、</p> <p>① たん水設備（畦畔等）を有しない農地</p> <p>② 所要の用水を供給しうる設備（用水路等）を有しない農地</p> <p>等については、交付金の対象外とすることを明確化したところです。</p> <p>3 このルールの下、畦畔や用水路がなく水稲作付けが困難になった農地は交付対象水田から除外するとともに、畑地化に対する支援も講じてきたところですが、仮に本来交付対象から除外すべき農地にも交付金が支払われた場合には、実施要綱に基づかない交付となり、返還対象となる可能性があります。</p> <p>4 また、同一農地で同じ作物を連続して生産すると、病気や収量低下等の連作障害が発生するため、転換作物の生産性向上を図る上では、例えば、水稲、麦・大豆の生産農地を団地化した上で、一定期間ごとに回転させるブロックローテーションが有効です。</p> <p>5 こうした状況を踏まえ、</p> <p>① 畦畔や用水路がなく水稲作付けが困難になった農地は交付対象水田から除外するという、現行ルールを再徹底した上で、</p> <p>② 畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促す一方、水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションを促す観点から、現場の課題も検証しつつ、今後5年間に一度も水張り（水稲の作付け）が行われない場合には交付対象としない方針としたところです。</p> <p>6 今後5年の間に、各地域において、今後の産地形成をどのように図っていくのか、しっかりと検討していただきたいと考えています。</p>

	問	答
3-2-1	今後5年間に一度水稲の作付けをするようにと言われても、今さらできない農地もあるのではないか。	<p>1 畦畔や用水路等がなく水稲作付けが困難になった農地は、現行ルール下でも交付金の対象外であり、そのような農地にも交付金が支払われた場合には、実施要綱に基づかない交付となり、返還対象となる可能性があることに十分留意いただく必要があります。</p> <p>2 その上で、今回の見直しは、</p> <p>① 畑作物の生産が固定化している農地については畑地化を促す一方、</p> <p>② 水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、これらの作物を同じ農地で連作すると収量低下が起きやすくなることから、水稲と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すことを狙いとしています。</p> <p>3 すなわち、今回の見直しは、交付対象水田であり続けるために今後5年間に一度水稲の作付けを促すものではなく、主食用米の需要の減少が見込まれる中、「需要に応じた生産」を実践していくことを併せて狙いとしています。</p> <p>4 このため、今後5年の間に、各地域において、今後の産地形成をどのように図っていくのか、しっかりと検討していただきたいと考えており、その中で明らかになった現場の課題を検証していく考えです。</p>
3-2-2	今後5年間に一度水稲の作付けを促すものでないならば、5年間に一度も水稲を作付けなくとも交付対象水田として維持できるのか。	<p>1 水田機能を有しつつ転換作物を生産していこうとする農地については、今後5年の間に、水稲と転換作物のブロックローテーションを行うことを各地域でご検討ください。</p> <p>2 この間に一度も水張り（水稲の作付け）が行われなほ場合は、畑作物生産が定着しているものと考えられ、令和9年度以降は交付対象水田としない方針ですが、水稲とのブロックローテーションを困難とする具体的な現場の課題がある場合には、その検証を行うこととしています。</p>

	問	答
3-2-3	5年を超える期間でブロックローテーションを行っている農地や、明らかにたん水設備や用水供給設備がある農地も、5年間に一度は水張りが必要なのか。	<p>1 今後5年間に一度も水張り（水稻の作付け）が行われない場合には、当該農地は、令和9年度以降は交付対象水田としない方針です。</p> <p>2 一方、水田の利用形態は地域によって様々であり、ご指摘のようなケースが各地域における検討過程で明らかになった場合には、「現場の課題」として今後検証していくこととしています。</p>
3-2-4	令和4年～8年に一度でも水稻作付けを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。	<p>1 今回の交付対象水田の見直しは、</p> <p>① 畑作物の生産が定着している農地は畑地化を促す一方、</p> <p>② 水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションを促すことを狙いとしています。</p> <p>2 こうした畑地化やブロックローテーションの取組が継続的に行われるよう、現場の課題を検証しつつ、令和9年度からは、現行ルールに加え、過去5年間で一度も水稻作付けが行われなかった農地はその翌年度以降交付対象水田としない方針で、毎年度の交付対象水田を整理することとなります。</p> <p>3 すなわち、</p> <p>① 令和4年度に水稻作付けを行って以降、5年度から9年度まで水稻作付けが行われなかった農地については、10年度以降は交付対象水田としない</p> <p>② 同様に、令和5年度に水稻作付けを行って以降、6年度から10年度まで水稻作付けを行われなかった農地については、11年度以降は交付対象水田としないといった整理になります。</p>

	問	答
3-3	現場の課題の検証に向けた今後のスケジュールいかに。	<p>1 今回の交付対象水田の見直しは、</p> <p>① 畑作物の生産が固定化している農地については畑地化を促す一方、</p> <p>② 水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、これらの作物を同じ農地で連作すると収量低下が起きやすくなることから、水稲と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すことを狙いとしています。</p> <p>2 今後5年の間に各地域において、今後の産地形成をどのように図っていくのか、しっかりと検討していただきたいと考えています。</p> <p>3 その上で、都道府県・地域へのキャラバンや意見交換を通じて事例の把握を進めているところですが、それらを通じて確認された現場の課題も踏まえつつ、令和4年度実施要綱の改正とともに、全国における課題や交付対象水田の整理状況を把握するための調査を行うことを予定しており、全体的な課題の把握・検証を進めていく考えです。</p>

	問	答
3-4	<p>多年生牧草への支援単価を見直す理由いかな。</p>	<p>1 多年生牧草については、一度播種すれば5年から10年、長い場合には10年以上も収穫ができるものであり、収穫のみを行う年は生産に要するコストが低いため、播種から収穫までを行う場合との生産コスト差を踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行うものについては、戦略作物助成の単価を1万円/10aとすることとしたものです。</p> <p>2 なお、多年生牧草であっても、当年産において播種から収穫までを行うもの（年）や、飼料作物のうち毎年度播種から収穫までの作業を行う一年生牧草、飼料用とうもろこし（青刈り・子実）等の支援単価については、従前どおり3.5万円/10aとなります。</p>
3-5	<p>ほ場の一部のみを播種（草地更新）する場合の扱いいかな。</p>	<p>1 播種を行った面積は3.5万円/10a、それ以外については1万円/10aとなります。</p> <p>2 なお、牧草については、営農計画書提出時に播種を行う農地を農業者が申告するとともに、作付面積の確認と併せて、播種記録により播種の実施状況を確認することとします。</p> <p>3 その際、地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正播種量に基づきほ場全体に播種（草地更新）する場合以外は、実際の播種量と適正播種量を基に、播種面積（3.5万円/10aの対象面積）を算出することとなります。</p>

	問	答
3 - 6 - 1	畑地化支援の単価を見直す理由い かん。	<p>1 高収益作物畑地化支援については、高収益作物による畑地化を支援するものであり、その中で、高収益作物以外の作物（その他作物）による畑地化についても同様に支援する運用としてきたところです。</p> <p>2 一方で、従前から麦・大豆や飼料作物等を生産してきた農地について、利用実態を踏まえて畑地化する（交付対象水田から除外する）場合よりも、主食用米等から野菜・果樹等への新規転換に併せて畑地化する場合の方が、排水対策や土壌条件改良に要する時間が長く、コストも大きいと考えられるところです。</p> <p>3 このため、令和4年度においては、高収益作物による畑地化は17.5万円/10a、その他の作物による畑地化については10.5万円/10aと単価差を設け、高収益作物による畑地化を重点的に支援する仕組みとすることとしたものです。</p>
3 - 6 - 2	高収益作物による畑地化を行う場 合、水田農業高収益化推進計画に 位置づけられていなくても17.5 万円/10aでの支援となるのか。	<p>1 水田農業高収益化推進計画に位置づけられていない場合であっても、高収益作物による畑地化に取り組む場合には17.5万円/10aで支援することとなります。</p> <p>2 なお、高収益作物による畑地化支援（17.5万円/10a）を受けてから5年以内に、当該農地において高収益作物の作付けが行われなかったことが確認された場合には、畑地化支援の交付金の返還等を求める方針です。</p>

	問	答
3-7	令和6年度以降も畑地化支援は継続されるのか。	<p>1 予算は財政法上、単年度主義であり、毎年度の予算編成過程において支援内容は設定されるものです。</p> <p>2 そうした前提の下において、高収益作物への計画的な転換・定着を強力に推進する観点から、農林水産省の方針として、高収益作物畑地化支援については令和5年度まで17.5万円/10a（高収益作物による畑地化）の単価で支援することをお示ししているところです。</p> <p>3 現時点において令和6年度以降の継続措置を確約することはできませんが、畑地化の取組の進捗状況等を踏まえつつ、令和2年度までの単価（10.5万円/10a）を基本として、どのような対応が必要か、今後の予算編成過程において検討していくこととしています。</p>

	問	答
4 - 1	都道府県連携型助成の対象となる都道府県単独事業の要件に変更はあるのか。	<p>1 都道府県ごとに主食用米の需給状況や作付転換の状況が異なる中、国の支援のみならず、都道府県が独自に予算措置を行い、イニシアティブを発揮して都道府県内の産地における作付転換の取組を積極的に推進していくことも重要と考えています。</p> <p>2 こうした都道府県発の取組を後押しするため、都道府県が転換拡大に取り組む農業者を都道府県単独事業により独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、拡大面積に応じて国が追加的に支援を行う「都道府県連携型助成」を措置しているところです。</p> <p>3 その対象となる都道府県単独事業については、作付面積に応じて交付されるものであることや、営農計画書の提出期限までに農業者に支援内容が周知されるものであることを要件としており、これらの要件については令和4年度においても同様です。</p>

	問	答
5-1	「水田リノベーション事業（令和3年度補正予算）」に加え、当初予算でも「水田リノベーション助成」を計上する理由いかな。	<p>1 令和4年産において3.9万haの大規模な転換が必要となる中、麦・大豆、野菜、子実用とうもろこし等の定着性や収益性の高い品目への転換を進めるためには、可能な限り早期に支援策を提示し、産地における検討を開始していただくことが必要であることから、令和3年度補正予算において、令和4年産に対する前倒し支援策として「水田リノベーション事業」を措置したところです。</p> <p>2 また、令和4年度当初予算においても、例えば、新市場開拓用米の複数年契約加算を新たに措置することによって新市場開拓用米の安定的な取引と作付拡大等を推進する中、複数年契約に取り組もうとする地域等が、引き続き低コスト生産等にも併せて取り組める支援体系とすることも重要であり、そのようなニーズに的確に対応する必要があることから、当初予算にも「水田リノベーション助成」を計上することとしたものです。</p>
5-2	「水田リノベーション事業（助成）」と「水田農業高収益化推進助成」とを同時に受けることは可能なのか。	1 野菜等の高収益作物や子実用とうもろこしに転換し、水田リノベーション事業（助成）の支援対象となった場合においても、都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた上で助成要件を満たす場合には、「水田農業高収益化推進助成」の対象となります。
5-3	令和4年度においても転換作物拡大計画の提出が引き続き必要となるのか。	1 令和4年産における各地域における転換計画を把握するため、これまでと同様に、2月末時点での転換作物拡大計画を提出いただくこととしています。
5-4	水田活用の直接支払交付金についても、持続的な生産に配慮した取組の研修や自己点検等を行うことになるのか。	<p>1 農林水産省として、政策手法のグリーン化を図る観点から、持続的な生産に配慮した取組を促すための研修や自己点検の実施等を、個別事業ごとに検討を開始するところとします。</p> <p>2 水田活用の直接支払交付金については、令和5年度から、持続的な生産に配慮した取組の実施状況等の自己点検の仕組みを導入する方向で検討を進めています。</p>

	問	答
5-5	<p>令和3年度から地域の取組主体（生産者団体・集出荷団体等）が交付金を代理受領することが可能となったが、令和4年度も同様に可能なのか。</p>	<p>1 産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進しやすくするため、国から生産者に支払うという基本的な仕組みは維持しつつ、令和3年度から、生産者から委任を受けた場合（国に対しては、生産者から交付金の代理受領に係る委任状の提出が必要）に、地域の作付計画を調整する生産者団体・集出荷団体等が交付金を代理受領できるようにしたところであり、令和4年度も同様とする方針です。</p> <p>2 なお、代理受領した交付金や品代を合わせて共同計算を行う場合の具体的スキームは、取組主体（生産者団体・集出荷団体等）が設計することとなりますが、透明性を確保することが重要であり、代理受領者は農業者（交付申請者）に対して交付金ごと（水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金の別）の交付金額や品代の内訳を通知することが必要です。</p>